

令和 7 年 度
第 1 回江別市国民健康保険運営協議会

日 時 令和7年7月17日（木）
午後6時30分～
場 所 市民会館37号室

≪ 会 議 次 第 ≫

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 委員の紹介
- 5 江別市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について
- 6 報 告 事 項
 - （1）国民健康保険の都道府県単位化と税額改定について
 - （2）令和6年度江別市国民健康保険特別会計決算について
 - （3）令和7年度江別市国民健康保険特別会計予算について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

報告事項（１）

国民健康保険の都道府県単位化と税額改定について

令和７年７月１７日
健康福祉部国保年金課

国民健康保険の都道府県単位化

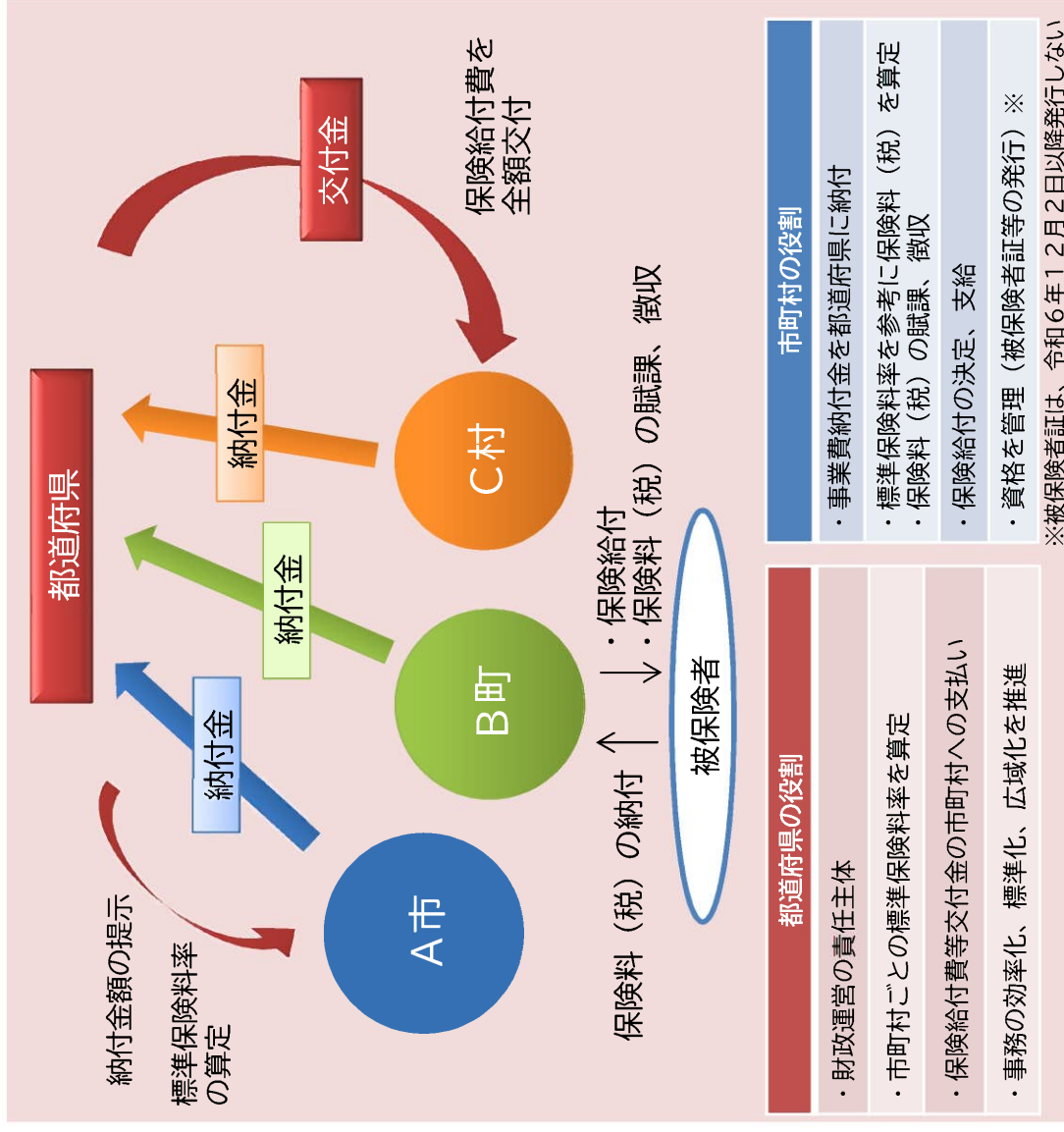
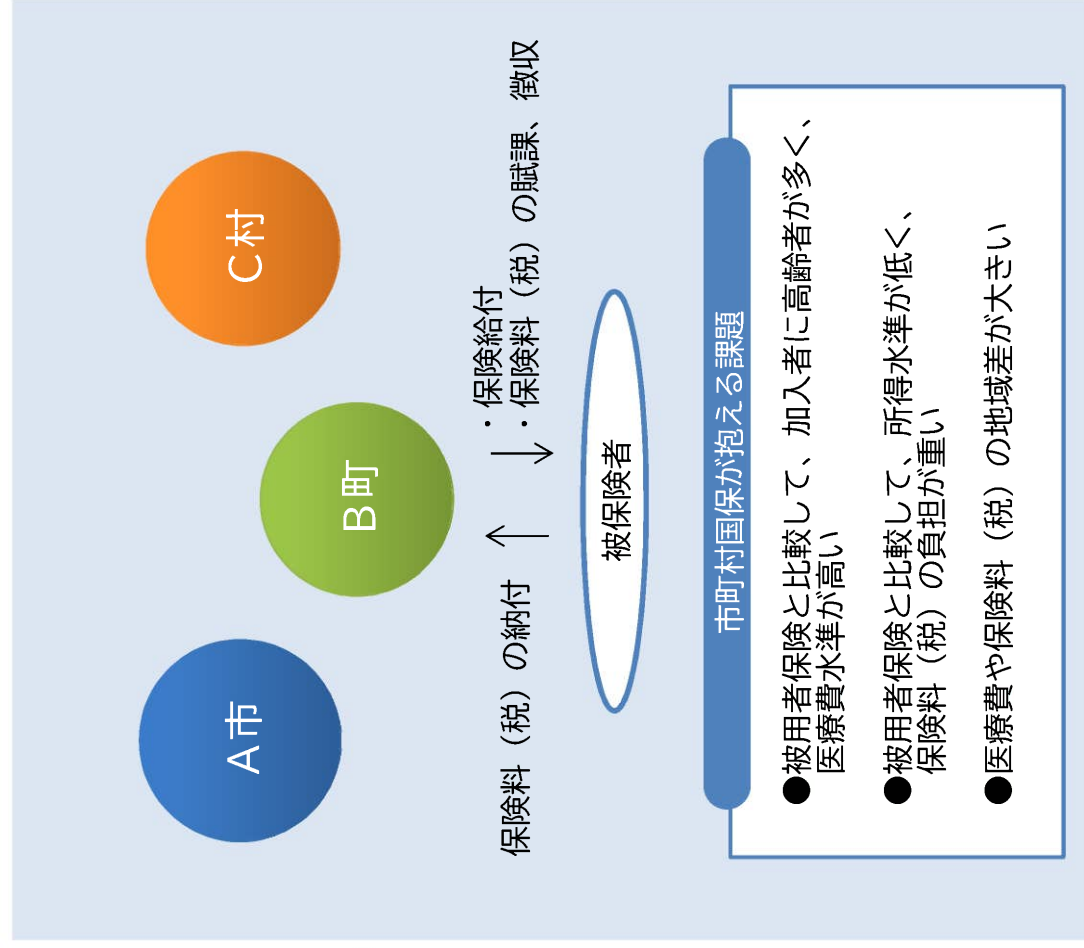
- ・国民健康保険の運営は、平成30年4月に市町村単位から都道府県単位に変更（国保の都道府県単位化）
- ・北海道内の医療費等を道内の全市町村で負担する「納付金制度」の仕組みを導入

市町村が個別に運営

～平成29年度

平成30年度～

都道府県が市町村とともに運営



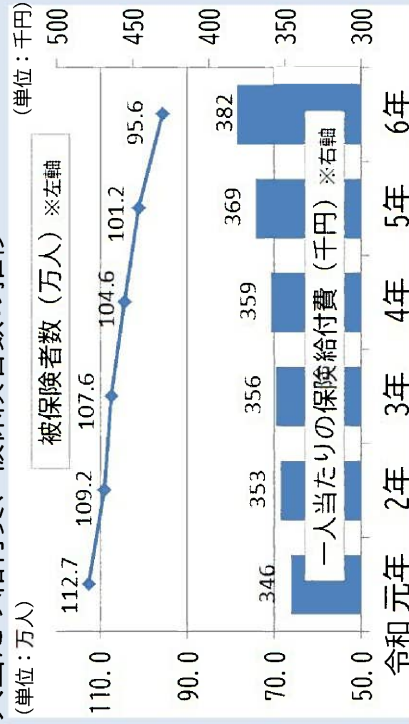
都道府県単位化後の国保の状況

北海道の国保

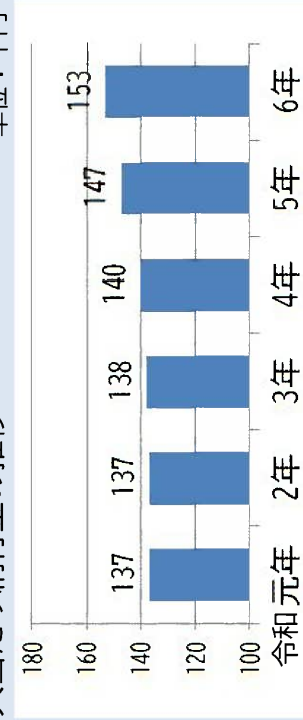
- ・医療の高度化等による「一人当たり保険給付費」の増加
- ・加入者の後期高齢者医療制度への移行、被用者保険適用拡大による「被保険者数」の減少

一人当たり納付金の増加

■一人当たり給付費、被保険者数の推移



■一人当たり納付金の推移



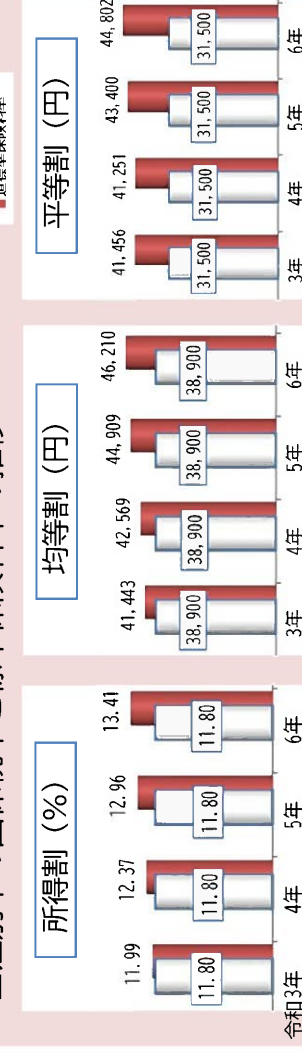
令和12年度に全道統一保険料

江別市の国保

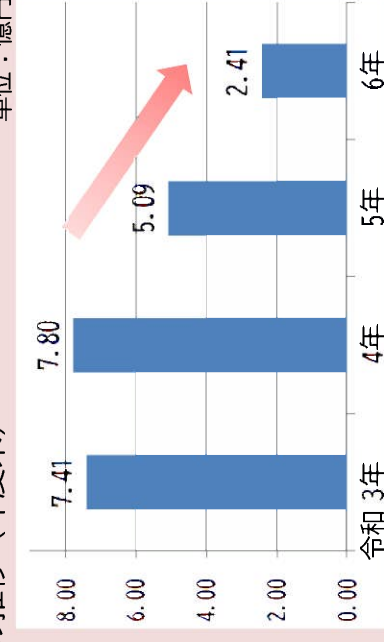
- ・江別市の国保税額は、平成30年の改定以来、据え置いてきたが、北海道が示す標準保険料率は年々増加し、乖離が拡大
- ・保険税の財源不足を基金からの繰入れで対応してきたが、令和5年度以降、基金残高が大きく減少

令和7年度は、基金全額を繰入れても赤字となる状況

■江別市の国保税率と標準保険料率の推移



■基金残高の推移 (年度末)



令和7年度に税額改定

令和7年度の税額改定

- ・令和6年度に江別市長から江別市国民健康保険運営協議会に「令和7年度の税額改定について」諮問
- ・江別市国民健康保険運営協議会で審議を行い、江別市長へ答申

令和6年度 江別市国民健康保険運営協議会

- 開催日
・第1回：令和6年 8月 5日 (月)
・第2回：" 12月16日 (月)
・第3回：令和7年 1月22日 (水)
- 審議のポイント
・令和12年度の全道統一保険料に向けて、5年間でどのように引き上げるか
・統一保険料開始時に、基金残高は納付金の5%程度の確保が必要（北海道の指示）
・現在の賦課割合（応能割48：応益割52）から北海道が示す令和12年度の賦課割合（応能割44：応益割56）への円滑な連携
・令和8年度から「子ども・子育て支援金」の徴収開始

3 3つの税額改定案の提示

- ①毎年度改定する
- ②7年度に改定し、途中で再度改定する
- ③7年度に改定し、11年度まで持続させる

- ・今後の制度変更等に柔軟に対応できる
- ・加入時期、期間によって不公平が生じづらい

「①毎年度改定する」に決定

(※委員10人中9人が支持)

答申概要

日時 令和7年1月27日 (月)
場所 市長応接室
方法 江別市国民健康保険運営協議会会長から市長に手交
方 答申内容

■令和7年度税額

区分	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
基礎課税額	8.69	27,100	26,800
後期高齢者支援金等課税額	2.72	7,600	7,500
介護納付金課税額	2.06	7,500	4,000

■施行日
令和7年4月1日

■付帯意見

- ・積立基金を有効活用するとともに、毎年度適切な税額を検討する。
- ・改定にあたっては加入者等への周知について十分配慮する。

令和7年度の税額改定

- ・令和7年第1回市議会定例会に提案、議決
- ・令和7年4月1日施行

令和8年度の税額改定

● スケジュール

時 期	概 要
令和7年7月17日 (本日)	第1回江別市国民健康保険運営協議会 ・ 国民健康保険の都道府県単位化と税額改定について
11月	北海道から令和8年度事業費納付金概算額の通知
12月	第2回江別市国民健康保険運営協議会 ・ 令和8年度事業費納付金概算額の報告 ・ 江別市長から税額改定の諮問 ・ 税額の審議
令和8年1月	北海道から令和8年度事業費納付金確定額の通知
1月	第3回江別市国民健康保険運営協議会 ・ 令和8年度事業費納付金確定額の報告 ・ 税額の審議 ・ 江別市長へ税額改定の答申
2月	江別市国民健康保険税条例の改正を市議会に提案
3月	令和8年第1回市議会定例会で審議、議決
4月	税額改定

報告事項

(2)令和6年度江別市国民健康保険特別会計決算について

(3)令和7年度江別市国民健康保険特別会計予算について

単位:千円

行 番 号	歳 入	令和5年度 決算額	令和6年度			令和7年度 当初予算額 C
			予算現額 A	決算額 B	差引額 B-A	
1	国民健康保険税	1,823,760	1,734,062	1,782,927	48,865	1,922,791
2	現年課税分	1,771,976	1,681,188	1,722,064	40,876	1,871,995
3	滞納繰越分	51,784	52,874	60,863	7,989	50,796
4	国庫支出金	464	3,340	8,275	4,935	20
5	道支出金	9,039,644	9,084,348	8,851,911	△ 232,437	9,125,055
6	一般会計繰入金	1,031,362	1,049,187	1,041,630	△ 7,557	1,159,857
7	基金繰入金	306,421	302,315	302,315	0	18,000
8	繰越金	57,318	34,969	34,969	0	1
9	その他の収入	53,730	30,077	45,350	15,273	30,276
10	歳入合計	12,312,699	12,238,298	12,067,377	△ 170,921	12,256,000

行 番 号	歳 出	令和5年度 決算額	令和6年度			令和7年度 当初予算額 C
			予算現額 A	決算額 B	差引額 A-B	
11	総務費	77,461	91,327	85,963	5,364	97,696
12	保険給付費	8,886,238	8,904,345	8,694,925	209,420	8,948,255
13	国民健康保険事業費納付金	3,137,654	3,053,907	3,053,907	0	3,054,701
14	共同事業拠出金	1	1	0	1	1
15	保健事業費	132,628	135,330	127,659	7,671	137,241
16	基金積立金	35,718	34,985	34,776	209	25
17	その他の支出	8,030	18,403	7,476	10,927	18,081
18	歳出合計	12,277,730	12,238,298	12,004,706	233,592	12,256,000

19	歳入歳出差引	34,969	0	62,671		0
20	※単年度実質収支	△ 293,052		△ 239,837		△ 17,976
21	基金残高	508,921		241,382		223,407

※歳入歳出差引から赤字及び黒字要素である繰越金、基金積立金、基金繰入金を除く

江別市国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第 1 条 江別市国民健康保険条例（昭和 45 年条例第 12 号。以下「条例」という。）
第 2 条に規定する市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）については、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(名称)

第 2 条 協議会の名称は、江別市国民健康保険運営協議会とする。

(会長の職務権限)

第 3 条 会長は、会務を統理し、会議の議長となる。

(招集)

第 4 条 協議会は、会長が招集する。

(会議)

第 5 条 協議会は、条例第 2 条の規定による委員定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合においては会長は委員としては議決に加わる権利を有しない。

(委員の辞職)

第 6 条 委員が辞職しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の議事その他運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 35 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 45 年 4 月 14 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日規則第 10 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。